

市の相談・支援制度

情報は5月15日現在です。最新の情報は市公式ホームページをご覧ください。(★は市の独自支援策)

休業や失業などで生活に困っている方へ

仕事や生活相談

- ▶暮らしの困りごと相談
盛岡市くらしの相談支援室※平日9時半～16時半
☎626-1215 ファクス625-1545※要予約
- ▶勤労者向け雇用・就業相談
経済企画課☎613-8298

市税などの納付相談

- ▶固定資産税、市・県民税など
納税課☎613-8462・8463
- ▶国民健康保険税、後期高齢者医療保険料
健康保険課(国保)☎613-8438
健康保険課(後期高齢)☎613-8439
- ▶国民年金保険料 医療助成年金課☎626-7529
盛岡年金事務所☎623-6211
- ▶保育料 子育てあんしん課☎626-7511
- ▶水道料金・下水道使用料など
上下水道局お客さまセンター☎623-1411

生活資金などの融資

- ▶生活福祉資金特例貸付
休業などにより収入が減少した世帯に、20万円以内を貸し付け
市社会福祉協議会☎651-1000※要予約
- ▶勤労者生活資金★
市内に居住し、事業所に1年以上勤務する勤労者に、実質無利子で50万円までを融資
東北労働金庫盛岡支店☎629-1111

住宅確保のための給付金

- ▶住居確保給付金★
経済的に困窮し、住居をなくした、またはその恐れのある人に家賃相当分を給付(上限あり)
盛岡市くらしの相談支援室※平日9時半～16時半
☎626-1215 ファクス625-1545※要予約

事業活動についての相談や支援など

資金繰り相談

- ▶中小企業などの経営・金融相談
ものづくり推進課☎626-7538

給付金・補助金

- ▶持続化給付金
売り上げが半減した中小法人などに200万円まで、個人事業者に100万円までを給付
持続化給付金事業コールセンター☎0120-115570
- ▶雇用調整助成金
休業賃金・手当の一部を助成
相談コールセンター☎0120-603999
国の助成に加え、中小企業事業主には事業主負担分の一部を助成★
経済企画課☎613-8298
- ▶保証料及び利子の補給★
県制度融資を受けた中小・小規模事業者と個人事業者に保証料全額と3年間の利子相当額を補給※対象となる融資制度
・岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金
・商工観光振興資金
・小規模小口資金
ものづくり推進課☎626-7538

- ▶保証料及び利子の補給★
県制度融資を受けた中小・小規模事業者と個人事業者に保証料全額と3年間の利子相当額を補給※対象となる融資制度
・岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金
・商工観光振興資金
・小規模小口資金
ものづくり推進課☎626-7538

- ▶もりおか事業継続支援金の給付★
県の制度融資及び政府系金融機関の融資を受けた中小・小規模事業者と個人事業者に法人20万円、個人10万円を給付
ものづくり推進課☎626-7538

- ▶家賃負担軽減★
売り上げが半減した中小事業者に、家賃の2分の1相当額(月額10万円まで)を最大3カ月補助
経済企画課☎613-8389

観光関連事業者への支援

- ▶観光基盤維持支援金★
市内に本社がある宿泊施設、観光バス事業者、タクシー事業者、わんこそば提供事業者を対象に支援金を給付
観光課☎613-8391
- ▶盛岡の宿応援割事業★
市内にある宿泊施設を岩手県民が利用する場合に、県からの補助金に上乗せ補助
観光課☎626-7539

その他の市の独自支援策

- ▶地域経済好循環推進事業★
地場産業などを生かした新たな事業展開に取り組むグループに100万円までを補助
経済企画課☎613-8389
- ▶プレミアム付き応援チケット事業★
- ▶宅配サービスプロジェクト支援事業★
盛岡商工会議所が実施する宿泊・飲食・タクシー事業者への支援策への補助
経済企画課☎613-8389
- ▶もりおかエール便事業★
県外に住み、市内在住の親を持つ18～25歳の学生に、市の特産品の詰め合わせを送付
ものづくり推進課☎626-7538

市公式ホームページに掲載している、新型コロナウイルス感染症に関連する情報は、こちらをご覧ください



右上に続く➤

相談する目安が変わりました

相談・受診の目安

次のような症状があり、感染の疑いがある場合は、医療機関を受診する前に「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある

重症化しやすい人※1で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある

発熱や咳など、比較的軽い風邪の症状が続く※2

盛岡市帰国者・接触者相談センター
☎019-603-8308(月曜～金曜、9時～17時)
休日・夜間は☎019-651-4111(盛岡市役所代表)
電話相談が難しい人はファクス019-654-5665

感染の疑いがあると判断された場合、「帰国者・接触者外来」の医療機関を紹介します

症状がない人や感染症の予防方法など、一般相談はこちら

岩手県新型コロナウイルス感染症相談窓口

☎019-629-6085
(9時～21時)

電話相談が難しい人は
ファクス019-626-0837

※1 妊婦や高齢者、糖尿病、呼吸器疾患などの基礎疾患がある、透析を受けているなど
※2 症状が4日以上続く、症状が強いと思う、解熱剤を飲み続けなければならない場合も相談してください

もりけんに挑戦
(11ページに掲載)の答え
①深沢紅子

広報もりおかへのご意見をお待ちしています
アンケート専用フォームから、特集や各記事への意見をお寄せください。あなたの意見が広報もりおかを育てます。



編集後記

岩手県の緊急事態宣言が解除されました。一人一人の心がけと実践で感染拡大を防止し、まちづくりの取り組みが少しずつでも再開できればいいですね。(高橋)



地球環境に配慮し、ベジタブルインキを使用しています。